

別表第1

品目	対象者及び障害程度	性能	耐用年数	基準額(月額)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上のもの。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級。 (常時介護を要する者に限る。) 児童にあつては、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度であるもの及び上記障害の程度を有しているもので、原則として3歳以上のもの。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級。 (常時介護を要する者に限る。) 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上。(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 児童にあつては、原則として3歳以上のもの。	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上。(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。) 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	介助者が障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児)。 児童にあつては、原則として3歳以上のもの。	介助者が重度身体障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
訓練いす (児童のみ)	下肢又は体幹機能障害が1級又は2級であり、原則として3歳以上のもの。	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
訓練用ベッド (児童のみ)	下肢又は体幹機能障害が1級又は2級であり、原則として学齢児以上のもの。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者	8年	90,000円

	る者（児）。 児童にあっては、原則として3歳以上のもの。	又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上。 児童にあっては、原則として学齢児以上のもの。	障がい者（児）が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円
（歩行補助杖） T字状・棒状のつえ	下肢機能もしくは内部に障害を有し、歩行障害を有する者（児）。	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	2年	2,266円 <small>（※主体－木材 外装－ニス塗装）</small> 3,090円 <small>（※主体－軽金属 外装－塗装なし）</small>
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（児）。 児童にあっては、原則として3歳以上のもの。	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	15,656円 <small>（スポンジ、革を主材料に製作）</small> 37,852円 <small>（スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作）</small>
特殊便器	上肢障害2級以上。 児童にあっては、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上記障害の程度を有しているもので、原則として学齢児以上のもの。	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	障がい者（児）にあっては、障害等級2級以上。（火災発生の感知及び非難が著しく困難な	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円 （ただし、1

	障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。) 障がい児にあつては、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度であるもの及び上記障害の程度を有しているもの。(火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)			世帯につき2台を限度とする。)
自動消火器	障がい者にあつては、障害等級2級以上。(火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。) 障がい児にあつては、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度であるもの及び上記障害の程度を有しているもの。(火災発生の感知及び非難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火剤を噴射し、初期火災を消火しえるもの。	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がい児・者として判定され障害の程度が重度であるものであつて18歳以上のもの。	視覚障がい者及び知的障がい児・者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上。 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級。(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。 児童にあつては、腎臓機能	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円

	障害3級以上で原則として3歳以上のもの。			
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者(児)であって、必要と認められる者(児)。 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がい者(児)であって、必要と認められる者(児)。 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
視覚障がい者用 体温計(音声式)	視覚障害2級以上。(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。) 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。(当該児童の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円
視覚障がい者用 体重計(音声式)	視覚障害2級以上。(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円
視覚障がい者用 血圧計(音声式)	視覚障害2級以上。(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	9,500円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者(児)。 児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢不自由2級以上の者(児)。	情報機器(パーソナルコンピューター)の使用のために必要となる周辺機器及びソフト。	6年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者(原則として視覚障がい者2級以上かつ聴覚障害2級)の障がい者であつて、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円

点字器	視覚障がい者（児）であって、必要と認められる者。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	7年 (標準型) 5年 (携帯用)	標準型 10,712円 <small>(32マス18行、両面書)</small> 真鍮板製) 6,798円 <small>(32マス18行、両面書)</small> プラスチック製) 携帯用 7,416円 <small>(32マス4行、片面書)</small> アルミニウム製) 1,699円 <small>(32マス12行、片面書)</small> 裸子チック製)
点字タイプライター	視覚障がい2級以上。（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能で、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年	A 録音再生機 85,000円 B 再生専用機 35,000円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害者2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（児）であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者（児）。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000円
視覚障がい者用時計	視覚障害2級以上。（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	A 解読時計 10,300円 B 音声時計 13,300円

視覚障がい者用 識別装置	視覚障害2級以上。 (視覚障がい者のみの世帯ま たはこれに準ずる世帯)	I Cタグ等に記憶させた情報を、 装置をかざしたり触れたりする ことにより音声に変換し出力す る機能を有するもの。	6年	24,780円
聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がい者(児)又は発声・ 発語に著しい障害を有するも のであって、コミュニケーション 、緊急連絡先の手段として必要 と認められる者(児)。 児童にあっては、原則として 学齢児以上のもの。	一般の電話に接続することがで き、音声の代わりに、文字等により 通信が可能な機器であり、障害 者(児)が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、 本装置によりテレビの視聴が 可能になる者(児)。	字幕及び手話通訳月の聴覚障が い者(児)用番組並びにテレビ番 組に字幕及び手話通訳の映像を 合成したものを画面に出力する 機能を有し、かつ、災害時の聴覚 障がい者(児)向け緊急信号を受 信するもので、聴覚障がい者が容 易に使用し得るもの。	6年	88,900円
人工喉頭	喉頭摘出者。	障がい者が容易に使用し得るも の。	4年 (笛式) 5年 (電動式)	5,150円(笛式) (気管カニューレ 付き+3,100円) 72,203円 (電動式)
人工鼻	音声機能、言語機能またはそ しゃく機能の障がい手帳を有 する者で、喉頭を全摘出し、 常時埋込型の人口喉頭を使用 する、小学生以上の者。	喉摘後の首元の永久気管孔から の吸気を加湿・ろ過することで痰 や咳の解消を手助けするもの。	—	47,520円 (2か月分) 95,040円 (4か月分)
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な障がい 者(原則として2級以上)で あって、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として必要 があると認められる者及びフ ァックス被貸与者。(障がい 者のみの世帯及びこれに準ず る世帯。)	障がい者が容易に使用し得るも の。	—	

ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められる者。(電話(難聴者用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	障がい者が容易に使用し得るもの。	—	
視覚障がい者用 ワードプロセッ サー(共同利用)	視覚障がい者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上のもの。	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に転じ変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—	1,030,000円 ×設置台数
点字図書	主に、情報の入手を点字によつてしている視覚障がい者(児)。	点字により作成された図書。		市町村が必要とみとめた額
ストーマ装具 ・紙おむつ等	ストーマ造設者、神経障害による高度の排尿機能障害、高度の排便機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による脳原性運動機能障害を有する者(児)。	障がい児(者)が容易に使用し得るもの。	—	(蓄便袋) 8,858円 ×購入数 (蓄尿袋) 11,639円 ×購入数 (紙おむつ) 12,000円 ×購入数 ただし、身体の成長により、大人用の紙おむつを必要と認められる重度心身障がい児(者)については 20,000円 ×購入数

<p>収尿器</p>	<p>排尿障害を有する者（児）。</p>	<p>障がい児（者）が容易に使用し得るもの。</p>	<p>—</p>	<p>男性用 7,931円 （普通型） 5,871円 （簡易型） 女性用 8,755円 （普通型） 6,077円 （簡易型）</p>
<p>日常動作支援用具</p>	<p>上肢機能、下肢機能、体幹機能障がい有する者（児） ※3歳以上 ※食事・整容の用具については入院中でも申請可（施設入所中の者は不可）。調理用具については在宅者に限る。</p>	<p>調理・食事・整容等の動作を補助できるもの。</p>	<p>5年</p>	<p>30,000円</p>
<p>自家発電機 ・ 外部バッテリー</p>	<p>・人工呼吸器 肢体不自由1級、体幹機能障害2級以上、呼吸器障害3級以上及び、音声・言語障害で喉頭摘出者。（※上記の障害がある身体障がい者・児で医師意見書により人工呼吸器が必要と認められる者） ・たん吸引器 呼吸器障害3級以上 （※上記の障害がある身体障がい者・児で医師意見書でたん吸引器が必要と認められる者）</p>	<p>自家発電機…ガソリン又はガスポンペ等で作動する、正弦波出力が可能なもの。 外部バッテリー…正弦波出力が可能で、定格出力が300W以上のもの。たん吸引器用においては200W以上のもの。 ※自家発電機又は外部バッテリーのいずれか1種目のみ申請可能。</p>	<p>10年</p>	<p>100,000円 （人工呼吸器利用の場合） 50,000円 （たん吸引器利用の場合）</p>

居宅生活動作補助用具	下肢・体幹・視覚・内部・脳病変による運動機能障害3級以上。 または、上肢障害2級以上。 児童にあつては、原則として学齡児以上のもの。	在宅の障がい者（児）居住に適するよう住宅を改造し、自立した生活を維持・促進及び介護者の負担の軽減を図るもの	—	200,000円
------------	--	---	---	----------

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター，聴覚障害者用目覚し時計，聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3 対象者は原則として、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている者であること。

別表第2

- 1 給付対象の点字図書は、月刊や週間等で発行される雑誌を除く点字図書とする。
また、点字図書を給付することができる出版施設は、点字図書給付対象出版施設とする（以下「出版施設」という。）。
- 2 点字図書の給付は、給付等対象者（児）1人につき、点字図書で年間6タイトル、又は、24巻を限度とする（但し、辞書等の一括して購入しなければならないものを除くこととする。）。
- 3 点字図書の給付を受けようとする給付対象者（児）は、第5条第1項の規定に関わらず、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（様式第9号）（以下「証明書」という。）の発送を電話等で依頼し、国富町長に当該証明書を添えて、点字図書給付申請書（様式第10号）により申請するものとする。
- 4 国富町長は、申請があった場合において、給付を行うことが適当であると認めるときは、第6条第1項及び同条第4項の規定に関わらず、当該証明書に証明印を押印し、当該証明書を申請者に交付するものとする。
- 5 証明書の交付を受けた給付等決定者は、点字図書の給付を受けようとするときは、第7条第1項の規定に関わらず、当該証明書を出版施設に提出するものとする。

別表第3

- 1 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、既存の居室・浴室・洗面所・台所・便所・玄関・階段・廊下又は、その他特に必要と認める住宅の設備・構造等を、その障がい者に適用するよう改造できるものとする。
- 2 住宅改修費の給付は、給付等対象者（児）が居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、この給付を受けることができるのは、当該住宅につき原則1回とする。
- 3 住宅改修工事が完了したときは、その確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされるよう指導しなければならないものとする。